国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱

制　　定　平成30年２月１日付け29生畜第1022号
最終改正　令和６年12月17日付け６畜産第2285号
農林水産事務次官依命通知

（趣旨）

第１　令和２年12月８日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国産チーズの競争力を高め、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにするとともに、製造コストの低減と品質向上・ブランド化を推進することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る必要がある。このため、チーズ工房をはじめとするチーズ加工施設について、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援する。

（通則）

第２　国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年６月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第３　補助金の交付は、チーズ工房をはじめとするチーズ加工施設について、その製造設備の生産性向上を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じた付加価値の高い加工品の生産を支援することを目的とする。

（事業の内容）

第４　本事業において実施する事業の内容、事業実施主体及び採択要件については、別表１に定めるところによる。

（事業の実施）

第５　別表１の事業実施主体の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等を行うも

のとする。

（交付の対象及び補助率）

第６　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表２に定めるところによる。

（事業実施計画の承認及び実施状況等の報告）

第７　補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表３の補助事業者の区分の欄に掲げる事業の補助事業者の区分に従って、それぞれ同表の交付決定者の欄に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

２　補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況及び実施結果の評価を地方農政局長等に報告するものとする。

（申請手続）

第８　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第９　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第10　地方農政局長等は、第８第１項の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

２　第８第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）

第11　補助事業者は、第８第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

第12　補助事業者（地方公共団体を除く。以下第12及び第13において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

３　補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第13　補助事業者は、第10第１項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第14　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第３号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

３　地方農政局長等は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第15　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表２の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

（事業遅延の届出）

第16　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することが出来ないと見込まれる場

合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第17　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第２四半期及び第３四半期の末日現在において、別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（概算払）

第18　補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

（実績報告）

第19　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第14第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１箇月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月30日までに別記様式第８号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

３　第８第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第８第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合

であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第20　地方農政局長等は、第19第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第21　補助事業者は、第20第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第１項に準じて提出するものとする。

２　地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第20第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第22　地方農政局長等は、第14第１項第３号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第23　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第24　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第８第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

(1)　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2)　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

５　第３項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第25　補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第26　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４　前３項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第27　補助事業者は、第７第１項の規定による事業実施計画の申請、第７第２項の規定による事業実施状況及び評価結果の報告、第８第１項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取り下げ、第14第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14第２項の規定による補助金額の減額を伴う変更の申請、第16第１項の規定による事業遅延の届出、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算払請求、第19第１項の規定による実績報告、第19第２項の規定による年度終了実績報告、第19第４項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第24第３項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

２　補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。

４　補助事業者が第１項の規定による共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

（推進指導等）

第28　地方農政局長等は、地域の実態に即し、かつ、施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、必要に応じて事業実施計画等に関係する都道府県との間で管内の情報を共有し、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、補助事業者に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

２　地方農政局長等は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施手続及び実施状況について、畜産局長が別に定めるところにより、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。

（委任）

第29　本事業に実施に関し必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、畜産局

長が別に定めるところによる。

（環境負荷低減に向けた取組）

第30　本事業の実施に当たっては、補助事業者は、事業申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」（参考様式）を提出するものとする。

附　則

この要綱は、平成30年２月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年１月28日から施行する。

附　則

この改正は、令和３年３月22日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和３年12月27日から施行する。

２　この通知による改正前の国産乳製品等競争力強化対策事業交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和４年12月９日から施行する。

２　この改正の施行に伴い、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱（平成30年２月１日付け29生畜第1019号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

３　２による廃止前の国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和６年12月17日から施行する。

２　この通知による改正前の国産乳製品等競争力強化対策事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表１（第４関係）

事業内容	事業実施主体	採択要件
チーズ製造施設・設備の整備	事業実施主体は、乳製品製造を行う食品事業者又は乳製品製造を行うことが確実な者とする。	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 （１）取組の内容が第５の成果目標に沿っていること。 （２）整備対象である施設及び設備が第５の成果目標の達成に直結するものであること。 （３）整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。 （４）その他畜産局長が別に定める要件を満たしていること。

別表２（第６、第15関係）

区　　分	経　　費	補助率	重　要　な　変　更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
Ⅰ　国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業	補助事業者が本要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費 １　国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業 （１）チーズ製造施設・設備の整備 （２）チーズ製造施設・設備の廃棄	1/2以内 ただし、畜産局長が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。	１　同一の施設及び設備の設計単位ごとに次に掲げる変更又は国庫補助金の増 （１）経費の欄に掲げる（１）及び（２）の経費の相互間における経費の30％を超える増減 （２）工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	１　事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増 ２　事業費又は国庫補助金の30％を超える減 ３　補助事業者の名称の変更 ４　事業の中止又は廃止

別表３（第７関係）

事　　業　　名	補助事業者の区分	交　付　決　定　者
国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事業者のうち以下の区分以外のもの	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	北海道農政事務所長
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長

別記様式第１号（第８関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（別表３の交付決定者の欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度において、○年○月○日付け○○第○○号をもって事業実施計画の承認を受けた事業を実施したいので、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第８の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金　　○○○円

（注）
１　事業実施計画の承認を受けた事業内容から変更がある場合には、当該承認を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
２　注１により、計画の承認を受けた事業内容から変更して交付申請書を提出する場合には、本文中の「○年○月○日付け○○第○○号をもって事業実施計画の承認を受けた標記事業を実施したいので」を「○年○月○日付け○○第○○号をもって事業実施計画の承認通知があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更した上で事業を実施したいので」に書き換えること。
３　申請の際には次の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合には省略することができる。
（１）定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
（２）外部に委託する場合には、その委託契約書案
（３）概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料。また、工事雑費がある場合には、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
（４）その他交付決定者が必要とする資料

（別紙）

工　事　雑　費　内　訳　明　細　書

補助対象事業名及び施設名	工事雑費内訳			備考
	区分１	区分２	金額	
	報酬		○○○円	
	賃金			
	共済費			
	需用費	消耗品費 燃料費 光熱水料 印刷製本費 広告費 修繕費 食料費		

役　務　費	通信運搬費 手　数　料 筆耕翻訳料 雑 役 務 費		
委　託　費			
旅　　費			
使用料及び賃貸料			
備品購入費			
公　課　費			
代行施行管理料			

（注）補助対象事業ごとに記入すること。
備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
□　免税事業者
□　簡易課税制度の適用を受ける者
□　地方公共団体の一般会計
□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる掲げる法人（公共法

人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

別記様式第２号（第 12 第３項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔補助事業者〕　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）１　○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

２　この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

３　「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第３号（第 14 関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（別表３の交付決定者の欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により○○（注１）したいので、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 14 の規定に基づき申請する。

記

〔理由〕

（注）１　○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
　交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
　なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
２　補助金の額が増額する場合には、件名の「○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金変更等承認申請書」を「○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 14 の規定に基づき申請する」を「国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 14 の規定に基づき、補助金○○○円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。

別記様式第４号（第 16 関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金遅延届出書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿
（別表３の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の範囲内に完了しない／遂行が困難となった）ため、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 16 の規定に基づき申請する

記

１　補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

２　補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円	%	

（注）１　括弧内は、該当するものを記載すること。
２　「区分」の欄には、別表２の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
３　補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第５号（第 17 関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（別表３の交付決定者の欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 17 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　　分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		第○・四半期までに完了したもの		第○・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）１　「区分」の欄には、別表２の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第６号（第 18 関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金概算払請求書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿
（別表３の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載）
官署支出官　○○　　殿
（第 18 第１項に定める官署支出官名を記入）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 18 の規定に基づき、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注２）

記

○年○月○日現在

区分	総事業費	国庫補助金（A）	既受領額（B）		遂行状況報告	今回請求額（C）		残額（A）－((B)+(C))		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

（注）１　「区分」の欄には、別表２の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
２　下線部は、第 17 第１項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
４　補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
５　補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第７号（第 19 関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金実績報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（別表３の交付決定者の欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 19 第１項の規定に基づき、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。）

記

国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金　　○○○円

（注）
１　事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合には、「なお、事業の実績内容は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
２　軽微な変更があった場合には、補助金の交付決定を受けた事業実施計画書の写しに変更箇所を加筆修正し添付すること。
３　報告の際には、次の書類を添付すること。
（１）外部に委託した場合であって、補助金の交付申請時にその委託契約書案を添付したときは、委託契約書の写し
（２）出来高設計書及び財産管理台帳の写し

別記様式第８号（第 19 第２項関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金
年度終了実績報告書

番　　号
年　月　日

○○○農政局長　殿

（別表３の交付決定者の欄に掲げる交付決定者を記載）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 19 第２項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費（A）	国庫補助金	（A）のうち年度内支出済額	概算払受入済額	（A）のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○ ○○○○ 年度内完了分 ○○○○	円	円	円	円	円	円	
合計							

（注）１　本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
２　交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
３　繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第９号（第 19 第４項関係）

○○年度国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　　殿

（別表３の交付決定者の欄に掲げる交付決定者を記載）

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金について、国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業費補助金交付等要綱第 19 第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する

記

１　適正化法第 15 条の補助金の額の確定額　　金　　円
（○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）

２　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税仕入控除税額　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
［　　］

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・新たに設立をされた法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第10号（第26関係）

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名

地区名　　地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管補助金名	

施設等名称	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		備考
	事業種目（事業細目）	事業実施主体	工種構造又は施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	しゅん功年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県	市町村	その他					
	計																
	計																
	合　　計																

（注）1　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。

3　備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。